

チラシ・ポスターの設置について

大阪市立総合生涯学習センター

当センターは、「市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興をはかることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的とする」(生涯学習センター条例第2条)に基づき設置された施設です。当センターでは、市民への生涯学習の提供および学習相談を行うことを目的に、市民の皆さんからの生涯学習情報を収集・設置します。

設置を希望される場合は、以下の条件をご理解いただき、受付窓口へご持参下さい。
無断で設置された場合は、撤去させていただきます。

- 1 チラシ・ポスターの内容は、大阪市民を対象とした生涯学習情報（講座・イベントの案内等）およびそれに準ずるものに限ります。
次の内容に該当するものは設置できません。
 - 生涯学習活動と無関係の営利を目的とするもの
 - 社会問題や団体・個人における主義主張を目的とするもの
 - 政治・宗教活動を目的とするもの
 - 公序良俗に反するもの
 - 暴力団、もしくは暴力団員と関係のある団体及び個人によるもの
 - 社会通念上好ましくないもの
 - その他、コーナーの設置目的に適さないもの
- 2 主催者名（団体・サークル・個人とも）および主催者・代表者・担当者の連絡先（所在地・電話番号等）を必ず明記して下さい。これらの記載のないものは受け付けません。
- 3 設置されたチラシ・ポスターに記載されている主催者の個人情報や主催者が収集した個人情報の取り扱いは、主催者が一切の責任を負うものとします。
- 4 チラシ・ポスターをご覧になった市民からの問い合わせなどには、主催者で誠実に対応して下さい。事業実施に関するトラブルは、センターでは一切関与しません。
- 5 当センターを会場とする催しのチラシ・ポスターについては、貸室予約ができている日程を記載して下さい。
貸室予約ができていない日程は、あくまで「予定」であることを必ず明記して下さい。
- 6 お預かりする枚数は、チラシは30～50枚程度、ポスターは1枚とします。
ポスターのサイズは、最大でA1までとします。
- 7 設置期間につきましては、最長で3ヶ月間とします。
- 8 チラシ・ポスターをお預かりしてから内容確認を行います。このため設置まで数日かかる場合がありますので、開催日が近いものについてはお預かりできない場合もあります。
- 9 お預かりしたチラシ・ポスターの設置及び撤去については、センターにて隨時行います。
設置スペースの関係で、設置できない場合や設置期間が短くなる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。また、撤去後は適宜廃棄します。設置できない場合のご連絡はいたしません。